

令和3年広審第7号

裁 決

遊漁船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官浅野活人出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人bの小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

受審人aを戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和2年5月10日11時30分

広島県大奈佐美島南東方沖合

2 船舶の要目

船種 船名 遊漁船A

モーターボートB

総トン数		2.3トン
登録長	8.05メートル	6.43メートル
機関の種類	ディーゼル機関	ディーゼル機関
出力	154キロワット	60キロワット

3 事実の経過

Aは、前部及び後部両甲板に天幕を展張し、船体中央船尾寄りに後部を開放した操縦区画を配したFRP製快遊船で、同区画右舷側に計器盤、舵輪及び機関操縦装置を組み込んだ一体型の風防付操舵スタンド、同スタンド上部にGPSプロッター及び同プロッター兼用の魚群探知機を装備し、有効な音響による信号を行うことができる手段として呼子笛を備え、a受審人が1人で乗り組み、釣り客1人を乗せ、いずれも救命胴衣を着用し、遊漁の目的で、船首0.2メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、令和2年5月10日07時00分広島県上ノ浜漁港を発し、大奈佐美島南方沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、広島県厳島東方沖合を南下し、07時20分釣り場に至り、GPSプロッター2台を作動させ、機関を中立運転として釣り客に遊漁を行わせたのち、更に釣果が得られるよう釣り場を移動することとした。

a受審人は、操舵スタンド後方に立ち、釣り客を前部甲板に置いた椅子に座らせ、11時27分僅か前中ノ瀬灯標から188度（真方位、以下同じ。）220メートルの地点で、大奈佐美島東方沖合の釣り場に向けて針路を054度に定め、同島南方沖合の釣り場を発進し、5.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

a受審人は、釣り場を発進した際、右舷正横後44度570メートルのところに、北東方に向首して航行するBを初めて視認し、後方から接近する船舶があっても自船を無難に追い越すものと見込んで、釣

果が期待できる地点を通過しないよう、GPSプロッターを注視しながら続航した。

a受審人は、11時28分中ノ瀬灯標から136度170メートルの地点に達したとき、Bが右舷正横後44度360メートルのところとなり、その後同船が自船を追い越し衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、釣り場への接近状況を確認することに気が向き、Bに対する動静監視を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a受審人は、Bに対して避航を促す音響信号を行うことも、同船が間近に接近しても衝突を避けるための協力動作をとることもないまま、GPSプロッターを注視しながら進行し、11時30分僅か前右舷方至近にBを認めて機関を後進にかけたものの、及ばず、11時30分中ノ瀬灯標から080度370メートルの地点において、Aは、原針路で、前進行きあしがほぼなくなったとき、その右舷船首部にBの船首が後方から25度の角度で衝突した。

当時、天候は曇りで風力3の南南西風が吹き、潮候はほぼ高潮時にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、操舵室を船体中央部に配したFRP製プレジャーモーターボートで、同室右舷寄りに舵輪及び計器盤を組み込んだ一体型の操舵スタンド、同スタンド上部にGPSプロッター及び魚群探知機並びに舵輪後方の操縦席右舷側に機関操縦装置を装備し、有効な音響による信号を行うことができる手段を講じないまま、救命胴衣を着用したb受審人が1人で乗り組み、釣りの目的で、船首0.2メートル船尾0.9メートルの喫水をもって、同日06時20分広島港第3区の係留地を発し、広島県能美島南方沖合の釣り場に向かった。

b受審人は、広島県似島及び同県大黒神島西方沖合を南下し、07

時00分釣り場に至り、漂泊して釣りを行ったものの、期待した釣果が得られなかったことから、帰航途上で魚影や釣り船を認めれば釣りを再開するつもりで、11時00分釣り場を発進して帰途に就いた。

b受審人は、11時26分半僅か過ぎ中ノ瀬灯標から190度870メートルの地点で、針路を029度に定め、10.0ノットの速力で、手動操舵により進行し、操縦席に腰を掛けて魚群探知機を作動させ、魚影や釣り船を探していたところ、右舷方で釣り船が漂泊しており、同船の甲板上で釣りをしている釣り客を認めた。

b受審人は、11時28分中ノ瀬灯標から173度480メートルの地点に達したとき、左舷船首21度360メートルのところに、Aを視認することができ、その後同船を追い越し衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、漂泊中の釣り船を視認することに気が向き、見張りを十分に行わなかったため、Aの存在にも、この状況にも気付かなかった。

こうして、b受審人は、Aを確実に追い越し、かつ、同船から十分に遠ざかるまでその進路を避けず、漂泊中の釣り船を視認しながら続航し、Bは、原針路及び原速力で、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、天幕の支柱に折損を生じたが、後に修理され、Bは、錨等に修理を要しない曲損を生じた。

(航法の適用)

本件は、海上交通安全法が適用される大奈佐美島南東方沖合において、ともに北上中のAとBとが衝突したもので、同法には、本件に適用できる航法規定がないので、一般法である海上衝突予防法が適用されることとなる。

本件時、両船は互いに視野の内であり、Aの正横後22度30分を超

える後方の位置から同船を追い越す態勢のBが接近したもので、両船の付近には、航行の支障となる障害物や他船は存在せず、Aが針路及び速力の保持、避航を促す音響信号及び協力動作履行の各義務を、Bが避航義務を果たすのに十分な時間的、距離的余裕があったものと認められる。

したがって、本件は、海上衝突予防法第13条によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、大奈佐美島南東方沖合において、ともに北上中のAを追い越すBが、見張り不十分で、Aを確実に追い越し、かつ、同船から十分に遠ざかるまでその進路を避けなかったことによって発生したが、Aが、動静監視不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための協力動作をとらなかったことも一因をなすものである。

b受審人は、大奈佐美島南東方沖合において、係留地に向けて北上する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、漂泊中の釣り船を視認することに気が向き、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、自船が追い越し衝突のおそれがある態勢で接近するAに気付かず、同船を確実に追い越し、かつ、Aから十分に遠ざかるまでその進路を避けずまま進行して衝突する事態を招き、A及びBにそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

a受審人は、大奈佐美島南東方沖合において、同島東方沖合の釣り場に向けて北上中、右舷船尾方に北東方に向首して航行するBを認めた場

合、衝突のおそれの有無を判断できるよう、同船に対する動静監視を十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、釣り場への接近状況を確認することに気が向き、Bに対する動静監視を十分に行わなかった職務上の過失により、同船が自船を追い越し衝突のおそれがある態勢で接近する状況に気付かないまま進行して衝突する事態を招き、A及びBにそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和3年8月4日

広島地方海難審判所

審判長 審判官 濱 田 真 人

審判官 永 木 俊 文

審判官 岸 尾 光 一